

産業

10月16日は「元気な森づくりの日」です

栃木県では、平成20年4月に「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、県民の皆さんと一緒に森林を守り育てるための取り組みを進めています。

また、森づくりを身近に感じていただけるよう、10月16日を「元気な森づくりの日」とし、この日を中心に、森林の役割や森林整備への理解を深めていただくための催しや森づくり活動などを行っています。

秋のさわやかな季節に、森に目を向けてみませんか。

問い合わせ

県北環境森林事務所  
TEL (23) 6363  
市農林整備課林業振興係  
TEL (23) 8126



大田原市の融資制度をご利用ください

○事業資金の円滑な借入れを促進  
市内の金融機関に融資の元本の一部となる資金を預託することで、一般の金融機関の貸付利率より低金利で中小零細企業者が資金を借りられるようにしています。

○借入れの際の経費負担を軽減  
融資を受けるためには、栃木県信用保証協会の公的保証が必要ですが、この保証に掛かる保証料は市の全額補助のため、借り手の負担はありません。

信用保証料の補助は年に何回融資を利用して全額補助されます。

資金繰りの円滑化を支援するための対策

対策実施期間

4月2日(月)～平成25年3月29日(金)

市制度融資の借り換え

中小企業者事業資金(市制度融資)の既存貸付残額を新規融資により借り換えることができます。

○借り換えが可能な資金市制度融資資金(小口・設備・特別小口零細企業資金)

※創業支援資金の借り換えは不可

○借り換えするための資金

小口資金(1件につき500万円以内、返済期間5年以内)

○対象者市制度融資資金の既存融資があり、借り換えにより健全な事業活動の維持を図ることができる中小企業者

○「借り換え」の条件

・据置期間にある貸し付けは対象外

・責任共有制度対象の貸し付けを責任共有制度対象外の貸し付けで借り換えることはできません。

※借り換えの可否については、取扱金融機関・信用保証協会の審査あり

《市制度融資の償還期間延長》

○対象 市制度融資の全資金

○延長期間 現在の融資規則で定める融資期間を超えて3年を限度に、取扱金融機関・信用保証協会が認めた期間

※融資期間の延長の可否については、取扱金融機関・信用保証協会の審査あり

《創業支援資金も利子補給金制度の対象》

これまで小口資金・設備資金・特別小口零細企業資金の利用者のみの

【融資一覧】

区分	資金の用途	融資を受ける条件	融資限度額	返済期間と利率	返済方法	保証人
小口融資	*商品(材料)の仕入資金 *運転資金 *買掛金などの決済資金 *その他諸経費の支払い	*中小企業基本法に定める中小企業者であること *市内において1年以上引き続き営んでいること *その経営が健全で返済能力が認められること	1件につき500万円以内	3年以内 1.7% 5年以内 2.0%	月賦返済または一括返済	個人は不要・企業は代表者のみ
設備資金	*機械・設備・車両の購入金 *店舗・工場・建物などの新築・改築	上記の条件のほか *中小企業信用保険法に定める小規模企業者 *信用保証協会の保証残高が1,250万円以下の事業者であること	1年度1企業につき1,000万円以内	5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.5%		
特別小口零細企業資金	上記のすべての用途に利用できます		用途により上記(ただし、1事業につき1,250万円以内)	3年以内 1.6% 5年以内 1.8%		
創業支援資金		*市内に創業しようとしている個人または企業 *市内に創業後1年未満の中小企業者	1企業につき500万円以内	5年以内 1.9%		
福利厚生資金	*不慮の災害 *冠婚葬祭 *子弟の教育 *疾病の療養および分娩	*市内に1年以上居住して、市内の同一事業所(雇用従業員が常時1人以上)に1年以上勤務し、年齢が満20歳以上の方	1従業員につき200万円以内	5年以内 2.3%	月賦返済	1名

対象でしたが、創業支援資金も利子の補給の対象となります。

利子補給制度は、融資額の1%または支払った利子額の少ない金額を補助する制度です。(同一中小企業者は1年度につき1度の融資のみ)

●その他

①小口資金、設備資金、特別小口零細企業資金、創業支援資金の利用には、すべて栃木県信用保証協会

の保証が必要です。保証が受けられない方は利用できません。

②大田原市税の現年度分(納期限前は除く)、または過年度分に滞納がある方は制度融資を利用できません。

●申し込み 市内の銀行、信用金庫、信用組合へご相談ください。

■問い合わせ 文2階  
商工観光商業振興係  
TEL (23) 8709

